

融資あっせん等の代行申請を行う金融機関の方へ（お願い）

- 1 代行申請をされる際は、この用紙に必要事項を記し、ご提出ください。
- 2 必要書類は「世田谷区中小企業ビジネスサポートご案内」をご確認ください。また、「融資あっせん・経営安定関連保証認定書発行受付票」を、それぞれの申請ごとに添付してください。
- 3 世田谷区産業振興公社の窓口で、申請書類の受取書をお渡しいたします。
- 4 いただいた申請書の処理が終了しましたらお電話でご連絡しますので、受け取りにきてくださいますようお願いいたします。郵便での受け取りを希望される場合は、申請時に返信用封筒（切手不要）を添付願います。
- 5 代行受付可能な申請は以下のとおりです。
 - ・世田谷区が実施する融資あっせん制度（新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせんを含む）
 - ・経営安定関連（セーフティネット）保証認定

金融機関名・支店

担当者名

連絡先電話

代行申請書リスト

	法人名	代表者名等	種別
1			あっせん・経営安定関連保証認定
2			あっせん・経営安定関連保証認定
3			あっせん・経営安定関連保証認定
4			あっせん・経営安定関連保証認定
5			あっせん・経営安定関連保証認定
6			あっせん・経営安定関連保証認定
7			あっせん・経営安定関連保証認定
8			あっせん・経営安定関連保証認定
9			あっせん・経営安定関連保証認定
10			あっせん・経営安定関連保証認定